

平成30年石巻市議会第3回定例会提出議案について

<市長コメント>

第3回定例会提出議案の概要について、御説明いたします。

はじめに、平成29年度決算についてであります。

認定第1号「平成29年度一般会計・各種特別会計」の決算について、御説明いたします。

平成29年度は、「震災復興基本計画」に掲げる「再生期」の最終年であり、「発展期」へつなぐ大事な年度として、当初予算を「発展期へ繋ぐ復興推進予算」と位置付け、引き続き、復興事業への重点化を継続してまいりましたところ、復興公営住宅への入居や新市街地の宅地の引渡しなどの住まいの再建のほか、雄勝地区における学校施設の整備など、一步一步ではありますが、着実に進展してまいりました。

今後も、復興を着実に前進させるよう、各種施策の推進を図ってまいります。

次に、認定第2号「病院事業会計」の決算について、御説明いたします。

石巻市立病院にあっては、再建後、初めての通年運営となり、病床利用率や1日平均外来患者数において、前年度の実績を上回るなど、市民の信頼を着実に得られてきているものと思っております。

今後は、新たな診療科や専門外来の開設を通じ、医療ニーズの充足及び医療の質の向上に努めるなど、地域医療に貢献する病院としての取り組みを一層進めてまいり所存であります。

一方、牡鹿病院にあっては、牡鹿地区の人口減少などから外来患者数が減少しましたが、地域に根ざした地域医療の拠点として、地域住民の安心に貢献してきたところでございます。

今後も、両病院ともに、市民が安心して暮らせる公的医療機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、条例議案の主な項目についてであります、はじめに、「石巻市学校施設整備基金条例」の制定について、御説明いたします。

国庫補助金等により整備した学校施設を、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に規定する処分制限期間内

に処分する場合においては、当該補助金の一部を、国庫へ返納することとされているところですが、国庫返納補助金相当額以上の額を学校施設整備ための基金に積立てすることにより、その返納が生じないことから、本条例を制定するものです。

次に、「石巻市かわまち交流拠点条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明いたします。

石巻市かわまち交流拠点内に整備した「石巻市かわまち交通広場」が本年10月に供用を開始する予定となったことから、本条例の一部を改正するものです。

次に、「石巻市都市公園条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明いたします。

石巻市総合運動公園内に整備を進めている「石巻トレーニングセンター」が本年12月に供用を開始する予定となったことから、本条例の一部を改正するものです。

その他、条例議案としまして、「石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する

条例」、「石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例」、「石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例」など計9件でございます。

次に、9月補正予算の主な項目について、御説明いたします。

旧門脇小学校震災遺構の整備に係る設計、石巻駅前にぎわい交流広場の整備、雄勝中心部地区の伝統産業会館の災害復旧のほか、北上にっこり地区の拠点施設の整備に要する経費などについて、計上いたしました。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた復興「ありがとう」ホストタウン事業による交流の推進、ホタテ養殖の生産者に対し、緊急的な支援を行うための補助金のほか、市内全域を対象としたブロック塀等実態調査の経費などについて、所要額を措置したものでございます。

その他、条例外議案としまして、「財産の処分について」、「石巻地区広域行政事務組合規約の変更について」、「工事請負の契約締結について」など計34件でございます。

以上が、第3回定例会に提案いたします主な内容であります。